

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（当直体制の見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年11月13日（金）14時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、高松専門職、横山係長、市森係員

福島第一原子力規制事務所

田中原子力運転検査官

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について、同年11月6日に実施した面談でのコメントに対する回答があった。

- 平日の日勤帯には作業管理G員も当直体制に加わること。また、体制見直し前後の作業内容と人員の説明において、日勤帯のみではなく、2直（夜間）も含めた整理としたこと。
- 平日の日勤帯において、巡視点検等の業務を行う作業管理G員は、実施計画には人員の確保についての記載はしないが、社内マニュアルに規定し確保していること。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。

- 実施計画Ⅲ第1編第5条の保安に関する職務では、運転管理に関する業務の支援を行うことが明確になってないことから、記載について検討すること。

6. その他

資料：当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について